

## 住基ネット運用会議設置要綱

(設置)

第1条 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）のセキュリティ対策等を審議するため、庁内に住基ネット運用会議（以下「運用会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運用会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住基ネットのセキュリティ対策の決定及び見直しに関すること。
- (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認に関すること。
- (3) 第1号のセキュリティ対策に係る内部監査の実施に関すること。
- (4) 第1号のセキュリティ対策に係る教育及び研修の実施に関すること。

(組織)

第3条 運用会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

(委員長等)

第4条 運用会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、民生局地域支援部窓口サービス課長をもって充て、副委員長は行政センター館長のうち、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運用会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 運用会議において必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運用会議の庶務は、民生局地域支援部窓口サービス課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運用会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経営企画部デジタル・ガバメント推進室長 総務部総務課長  
税務部税制課長 同納税課長 同市民税課長 同資産税課長  
民生局地域支援部窓口サービス課長 各行政センター館長